感染が疑われる者等に関する個別ケア等の実施上の留意点（入所施設・居住系サービス）

作成：八尾市地域福祉部福祉指導監査課（令和2年8月31日作成）

|  |  |
| --- | --- |
| 部屋 | □　原則として個室に移動する。□　当該利用者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。（個室が足りない場合）* 無症状者同士で同室とする。症状が出たら、個室へ移動させる。

（個室管理ができない場合）* 当該利用者に「マスクの着用」を求めた上、「ベッドの間隔を２m以上空ける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」などの対応を行う。
 |
| 職員 | □　当該利用者とそれ以外の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。□　基礎疾患を有する者・妊婦等は、感染した際に重篤化の恐れがあるため、勤務上の配慮を行う。□　ケアを行う時には、部屋の換気を１、2時間ごとに５～10分間行う。共用スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を行う。□　使い捨て手袋とマスクを着用する。□　咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じて、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。□　ケアの開始と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗い、または消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。□　手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないようにする。□　「1ケア1手洗い」「ケア前後の手洗い」を基本とする。 |
| 器具の使用 | □　体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。□　その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。 |
| リハビリテ—ション | □　有症状者は実施しない。□　症状がない場合は、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能である。 |
| 食事 | □　食事の介助は、原則個室で行う□　食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を行う。□　食器の利用は、①または②で行う。①使い捨て容器の利用1. 当該利用者と分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。

□　まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する |
| 排泄の介助等 | □　使用するトイレの空間は分ける□　おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋、マスク、使い捨てエプロンを着用する。□　おむつは、以下の通り処理を行う。（介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）・ビニール袋に入れて、「感染性廃棄物」として処理を行う、（上記以外の施設）　・「ゴミに直接触れない」、「ゴミ袋等に入れて封をして排出する」、「捨てた後は手を洗う」等の感染防止策を実施するなどして適切に処理する。□　ポータブルトイレを利用する介助も同様とし、使用後は洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。 |
| 清潔・入浴の介助等 | □　介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。□　清拭で使用したタオル等の処理は、①または②で行う。①熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄、乾燥を行う、②次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。□　個人専用の浴室で介助なく入浴できる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。 |
| リネン・衣類の洗濯等 | □当該利用者のリネン等の洗濯は、必ずしも分ける必要はないが、①または②で行う。①熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄・乾燥させる。②次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯・乾燥を行う。□当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、以下の通り行う。（介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）・ビニール袋に入れて、「感染性廃棄物」として処理を行う。（上記以外の施設）　・「ゴミに直接触れない」、「ゴミ袋等に入れて封をして排出する」、「捨てた後は手を洗う」等の感染防止策を実施するなどして適切に処理する。 |

参考：令和2年4月7日・事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」

令和2年4月9日・事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（令和2年4月7日付事務連絡）に関するＱ＆Ａについて」